

ID: 3017

担当部署: まちづくり振興課

処分の概要	総会招集の承認(事業協同組合に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	中小企業等協同組合法 第48条(第42条第8項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和24年法律第181号		
【基準】 法第48条の規定による。 第48条 前条第2項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から10日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者が不在の場合において、組合員が総組合員の5分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得たときも同様である。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月30日	最終変更年月日	年 月 日